

第3回 門真市協働促進検討委員会会議録

1. 開催日時 平成21年11月13日(金) 午後2時～午後3時30分

2. 会 場 門真市役所別館3階 第3会議室

3. 出席者

(委員) 小西副市長(委員長)
市民生活部 柏木部長(副委員長)
総務部 大西部長
健康福祉部 高尾部長
福祉推進部 北村部長
環境事業部 千住部長
都市建設部 渡辺部長
学校教育部 奥田部長
生涯学習部 下地部長
総合政策部 北口部長(欠席)

(事務局) 野口市民生活部管理監、柴田市民生活部次長、重光地域振興課長、澤井地域振興課副参事

NPO法人あいまち門真ステーション 木村理事長

NPO法人あいまち門真ステーション 馬場氏

4. 配布資料 ①第3回協働促進検討委員会次第

②門真市協働促進マニュアル(案)～始めよう、一歩ずつ協働を!～

③門真市市民公益活動支援・協働指針

④協働促進検討委員会設置要綱

5. 議 事

1 委員長あいさつ

2 市民部会及び行政部会について

3 協働促進マニュアル(案)について

(1) 第3章 協働を進めよう(修正)

(2) 第4章 協働事業を評価し次につなげよう

(3) はじめに

(4) 第1章 協働を知ろう

(5) 第2章 協働を考えよう

(6) 第5章 協働をもっと知りたい人へ

4 その他

6. 概 要

《議事2について事務局より説明》

質問・意見なし

《議事3の(1)について事務局説明》

委員)「後援における協働を進めるうえでの留意点」で後援名義の使用は、事業内容によって各部局で判断することが大事という解釈でよいか。

事務局)現状では窓口は一本化されているが、現実には後援するかどうかは各部局で判断することが必要となる。協働とは全部局で取り組んでいこうということだ。

委員長)協働は市全体で取り組むものだから各担当課で判断するという考え方ということだ。

《議事3の(2)について事務局説明》

委員)アドプト制度は経費節減という意味で事務事業評価の対象の一つであると思われるが第4章の「評価」は事務事業評価とは別のものなのか。

事務局)マニュアルではアドプトは評価の対象とは考えていない。市が協働事業のために経費を準備する委託、補助・助成、後援・共催などが評価の対象となる。

委員長)今後、協働を進める上で事業の評価が重要と考える。

委員)実行委員会の形式は評価の対象ではないのか。

事務局)実行委員会そのものは話し合いの場である。事業の評価は補助や委託などが対象となる。

委員)協働事業の形態で「委託」とはNPOも入札に参加することなのか、それとも特定の形で委託することなのか。

事務局)委託すべてを競争入札にかけるということは考えていない。協働を進めていくのだからボランティア団体やNPO法人等を対象としていて、どんな事業が委託できるかを全庁的に調査し、NPO法人に提示したが反応がないのが実状だ。したがってこのマニュアルの「委託」に記載されている内容にこれから近づいていきたいと考えている。

委員)例えば、シルバー人材センターにいろんな委託をしているがその業務内容も協働の「委託」の一つになるのか。

事務局)協働の「委託」になる。

委員)委託というのは契約の部分など、難しいところがあるが協働の観点からこれから積み上げていかなければならないと考える。

事務局)現在は委託している事業を今後、地域やボランティア団体によって行ってもらった場合、委託料ではなく「お礼」という考え方も視野に入れていかなければならない。

委員長)これは協働を進める上で非常に重要なことだ。市の全職員が理解することが大事である。

委員)マニュアルの中の「評価」と「事務事業評価」が別ということは、協働事業は市の委託や補助・助成よりもさらに上のものであるということなのか。協働に該当する事業

があれば、まだ成熟、完熟していない事業であっても移行していくという考え方でよいか。

事務局) 事務事業評価とは別に協働という視点から評価していくということだ。

委員) P D C A サイクルで評価するときに、公益活動団体との意見交換には第三者は入るのか。

事務局) 当面は第三者の加入は想定していない。意見交換や中間支援組織を入れるのは、実際に市が N P O 法人に委託している事業の中で話し合いがうまくかみ合っていないことが随所に見られるからである。評価は N P O 法人と行政の双方のものをつき合わせて、行政側が N P O 法人の考え方等も知る必要がある。

委員) 協働事業評価チェックシートの公益活動団体用と担当部署用は対等の立場ですべきではないか。

事務局) まず公益活動団体からチェックシートを提出してもらって意見交換を経て担当部署の評価に移るということだ。

委員) 団体からのチェックシートについて行政側からの意見を出せるならば、それをふまえた上で担当部署のシートに移るのであれば問題はないと思われる。

事務局) 一度、実行して不都合等があればマニュアルを修正していくことになる。

《議事 3 の(3)、(4)について事務局説明》

質問・意見なし

《議事 3 の(5)、(6)について事務局説明》

委員) マニュアル中の「担当課」の表現の仕方が「担当部署」等、4種類あるが、あえて別けているのか。

事務局) マニュアル全体をもう一度点検して、語句の使い方等、修正部分があれば修正する予定だ。

委員) 協働を検討する事業の概要表の「事業開始から概ね5年後のありたい姿」が「5年後」である理由は何か。

事務局) 計画の見直しが通常は5年ということだ。

委員長) 他に意見はないか。ない様なので事務局から何かあるか。

事務局) 本日の会議で協働促進検討委員会は終了で、マニュアルの軽微な修正については委員長一任でよいか。

《異議なし》

委員長) それでは、意見のあった部分を修正した上で、門真市協働促進検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、協働促進マニュアルを市長へ報告するものとする。